

不動産物件データの調達(令和4年度下半期)

株式会社日本政策金融公庫が使用する不動産物件データの調達先を、以下のとおり募集します。

1 必要となる不動産物件データ等

令和4年3月1日から令和4年8月31日までに成約した不動産物件(マンション)データ(以下「データ」という。)であって、次の各項のすべてを満たしていること。

- (1) 全国を網羅しているデータであること。
- (2) データの件数は、4,500件以上であること。
- (3) データ項目には次のものを含んでいること。

住所(地番)、マンション名称、不動産物件明細、価格時点、売買価格、区域区分及び用途区域

- (4) テキストファイル形式のデータをCD-Rで納品できること。

2 参加資格等

- (1) 過去3年間(令和1年9月1日から令和4年8月末日まで)に、金融機関・官庁等から不動産物件(マンション)データにかかる受注実績があること。

- (2) 次の各項に該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者

イ 公庫の契約に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(キ) この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

ウ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

- (3) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

- (4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

- (5) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者

(6) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

3 参加申込方法

公募に参加を希望する者は、令和4年10月18日(火)15時00分までに、項番4に示す提出書類を項番5の申込先に、項番6の提出方法にて提出すること。

4 提出書類

(1) 参加申込書

(2) 項番1に示す「必要となる不動産物件データ等」の項目全てを満たすことが確認出来る書類(様式適宜)

(3) 参加資格があることを証明する書類

ア 法人登記簿謄本(申込前3ヶ月以内に発行されたもの(原本))

イ 財務諸表(直近2期分)

ウ 受注実績証明書

エ 誓約書

(注) ア、イは、令和04・05・06年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。

(4) 見積書(様式適宜)

5 申込・問合せ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティノースタワー

株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課

担 当 : 島田 裕子

電 話 : 03-3270-1552

F A X : 03-3270-1441

6 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合には、項番5における「日本公庫エントランス1階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申込書等を持参した旨を伝えること。

郵送による場合は、簡易書留郵便により、申込期限必着で送付すること。

7 その他

(1) 参加者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。

(2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

令和 年 月 日

参加申込書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

郵便番号

住 所

商号又は名称
代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が令和4年10月3日付けで公告した「不動産物件データの調達(令和4年度下半期)」の公募に参加することを希望します。

- 連絡先
- (担当部署)
- (担当者名)
- (電話番号)
- (FAX 番号)
- (E-MAIL)

受注実績証明書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

住所

商号又は名称
代表者氏名

参加資格について、以下のとおり適合することを証明いたします。

参加資格	合否判定の根拠となる事由
<p>(受注実績) 過去3年間(令和1年9月1日から令和4年8月末日まで)に、金融機関・官庁等から不動産物件(マンション)データにかかる受注実績があること。</p>	<p>[条件を満たす実績を記載すること。]</p> <p>契約名： _____</p> <p>発注者： _____</p> <p>納入日： _____</p> <p>※契約書の添付は不要です(必要に応じて、後日提出を求める場合があります。)</p>

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

誓 約 書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「不動産物件データの調達(令和4年度下半期)」に関し、「2 参加資格等」にある下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

- 次の各項に該当しない者であること。
 - 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - 公庫の契約に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - この項(この号を除く。)の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
- 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。